

## 広報くまとり読者プレゼント企画実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、広報くま通りの閲覧率を向上するとともに、町内の事業者等の優良な物品等を広く紹介することにより、地域の魅力発信及び産業振興を目的とするプレゼント企画（以下「プレゼント企画」という。）を広報くま通りに掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

### (概要)

第2条 プレゼント企画の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者は無償で読者にプレゼントを提供する。
- (2) 町は提供されたプレゼントおよび事業者の紹介を広報くま通りの紙面にて掲載する。  
なお、広告料等は徴しない。
- (3) 読者の応募者から、町が抽選で当選者を決定し、プレゼント引換券を送付する。
- (4) 当選者は、引換券を事業所等に持参し、プレゼントを受け取る。

### (プレゼント物品提供事業者の基準)

第3条 プレゼント企画に使用するプレゼント物品の提供事業者は、町内に店舗又は事務所がある事業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。
- (3) 事業所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施していること。

### (プレゼント物品の内容)

第4条 プレゼント物品は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 町民福祉の増進又は利便性の向上に寄与するものであること。
- (2) 「広報くまとり」広告掲載要綱第12条各号に掲げる範囲に該当しないこと。
- (3) プレゼント物品提供事業者が製造又は販売するものであること。
- (4) 有体物またはサービスの提供（無料券を含む。）であること。
- (5) 有体物やサービスの提供は、町内店舗又は事務所で行われるものであること。

2 プレゼントは、原則として希望小売価格で総額3千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上のものとする。また、原則として1人以上に提供するものとし、金額および人数の組み合わせは自由とする。

3 プレゼントは、原則として引換券と無償で引換えができるものとし、引換期限は、掲載

号の発行日から起算して1か月以後3か月以内とする。

(プレゼント提供事業者の決定)

第5条 プレゼント企画への掲載を希望する者は本要領を遵守し、掲載希望月の2か月前の毎月20日までに、プレゼントの商品名、数量、金額を申し出るものとする。

2 町は、プレゼント提供申出者の中から、毎月抽選でプレゼント提供事業者を決定する。

3 プレゼント提供を決定した事業者（以下、「提供事業者」という。）に対して、原則として発行日から起算して1か月前に、広報くまとり読者プレゼント掲載決定通知書（様式第1号）を交付する。

(掲載の方法)

第6条 町はプレゼント企画の内容及び事業者の紹介を、広報くまとりの紙面に掲載し、紹介するものとする。

2 プレゼント企画の記事の具体的な掲載の位置、大きさ及び表現は、町が指定する。

3 プレゼント企画の記事の掲載は、原則として広報紙1号につき1件とし、プレゼント提供の申出がない時は、掲載しないものとする。

(原稿の作成)

第7条 提供事業者は、原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等を町が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

2 町は、提供事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

3 町は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

(プレゼント当選者の決定)

第8条 町は、プレゼントの当選者を毎月抽選で決定するものとする。

2 町は、プレゼント当選者に対し、シリアルナンバー及び引換期限を記載した引換券を交付する。

(プレゼントの提供方法)

第9条 プレゼントは、原則として、前条の引換券により、提供事業者の事業所において引き換えるものとする。

2 提供事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、掲載したプレゼントを提供するものとする。

3 前項の提供が直ちにできない場合は、提供事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。

4 提供事業者は、プレゼントの提供をする際に、引換券を持参した者に対して商品の購入、

体験等の責務を課すこと又は割引等プレゼント以外の利益を与えることをしてはならないものとする。

(情報提供及び二次利用)

第10条 町は、提供事業者に対して、プレゼントの引換えに必要な当選者の情報を提供するものとする。

2 提供事業者は、掲載号の広報くまとりプレゼント企画記事を印刷して広告等に使用すること、および事業所のホームページやSNS等に記事を引用して投稿することができる。ただし、広報くまとりの改変等を行うことはできない。

(損害賠償)

第11条 町は、提供事業者がプレゼントの提供を履行せず、町、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、提供事業者に損害賠償を請求することができる。

(実施報告)

第12条 提供事業者は、引換期限満了後、速やかに広報くまとり読者プレゼント引換実施が満了したこと町に報告するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項は、広報担当課において定めるものとする。

附 則 この要領は、令和4年5月20日から施行する。

附 則 この要領は、令和4年10月6日から施行する。